

議第27号

京都市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

京都市職員定数条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成21年 2月19日提出

京 都 市 長      門      川      大      作

京都市職員定数条例の一部を改正する条例

京都市職員定数条例の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「9,146人」を「8,962人」に改め、同項第2号中「36人」を「35人」に改め、同項第3号中「35人」を「34人」に改め、同項第5号中「2,501人」を「2,461人」に、「952人」を「950人」に改め、同項第6号中「18人」を「17人」に改め、同項第8号中「1,943人」を「1,940人」に改め、同項第9号ア中「1,548人」を「1,497人」に改め、同号イ中「1,581人」を「1,551人」に改め、同項中「16,846人」を「16,535人」に改める。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

提案理由

事業内容及び業務執行体制の見直し、交通事業に係る職員数の減員等に伴い、職員の定数を改定する必要があるので提案する。